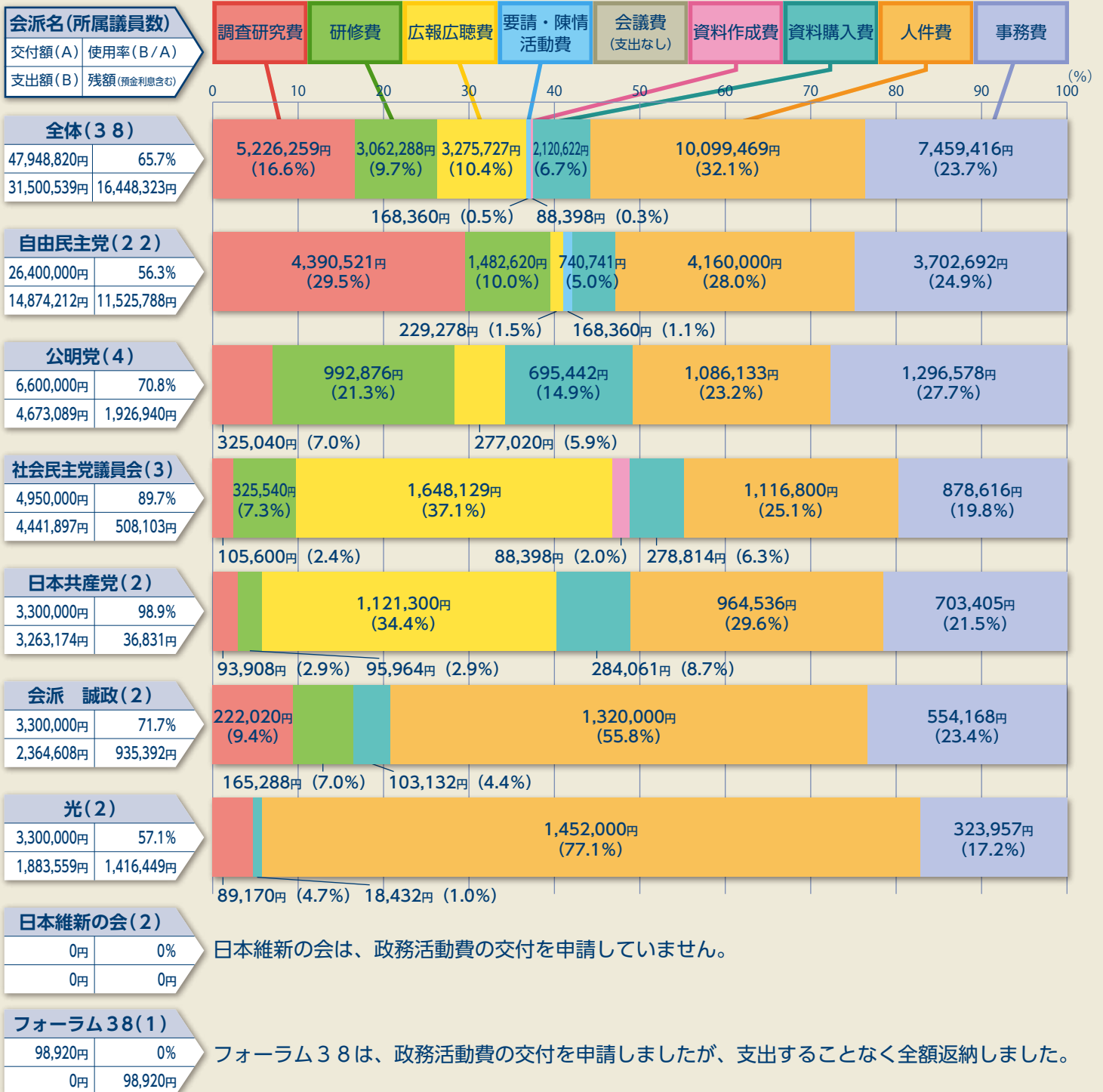


# 特集 政務活動費

政務活動費は、地方自治法および富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されているものです（会派所属議員数×月15万円まで）。

平成29年3月に新たに政務活動費の運用指針を策定し、同年4月24日（現在の任期開始日）から適用しています。新たな運用指針の適用後、初めて提出された収支報告書のインターネット公開および窓口閲覧を6月から開始しました。その概要についてお知らせします。なお、7月31日からは、領収書等の証拠書類のインターネット公開および窓口閲覧も開始しています。

## 政務活動費 支出内訳 【平成29年度（5月～3月）。改選後交付分】



### 政務活動費は、下記のように使われます。

- 調査研究費** 先進地視察、調査委託等の経費
- 研修費** 研修会開催、研修会参加等の経費
- 広報広聴費** 市政報告会、広報紙発行、広聴会等の経費
- 要請・陳情活動費** 国、県等への要請、陳情等の経費
- 会議費** 各種会議に要する経費
- 資料作成費** 行政課題の検討等の資料作成に要する経費
- 資料購入費** 書籍、新聞、行政資料等の購入に要する経費
- 人件費** 会派事務職員を雇用する経費
- 事務費** 第三者機関業務委託費、通信費、事務用品購入等の経費